

素材名	備考欄 サイズ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。	平成26年4月～9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成23年10月～24年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成21年10月～22年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位
18 サブ・オルソレン 3mm			円/m <sup>2</sup>		円/m <sup>2</sup>		円/m <sup>2</sup>
19 オルソレン 3mm			円/m <sup>2</sup>		円/m <sup>2</sup>		円/m <sup>2</sup>
20 トレラッククリア 3mm			円/m <sup>2</sup>		円/m <sup>2</sup>		円/m <sup>2</sup>
21 アセトン・シンナー類			円/m <sup>2</sup>		円/m <sup>2</sup>		円/m <sup>2</sup>
22 PVA シート			円/m <sup>2</sup>		円/m <sup>2</sup>		円/m <sup>2</sup>
23 PVA 4"			円/枚		円/枚		円/枚
24 PVA 6"			円/枚		円/枚		円/枚
25 PVA 8"			円/枚		円/枚		円/枚
26 PVA 10"			円/枚		円/枚		円/枚
27 PVA 12"			円/枚		円/枚		円/枚
28 ナイロンストッキネット 2"			円/kg		円/kg		円/kg
29 ナイロンストッキネット 3"			円/kg		円/kg		円/kg
30 ナイロンストッキネット 4"			円/kg		円/kg		円/kg
31 ナイロンストッキネット 10"			円/kg		円/kg		円/kg
32 スッキング			円/kg		円/kg		円/kg
33 Vマット(1m幅)			円/m		円/m		円/m
34 テトロンフェルト(1m幅)			円/m		円/m		円/m
35 トレカクロス25mm			円/m		円/m		円/m
36 トレカクロス50mm			円/m		円/m		円/m
37 カーボンストッキネット 3インチ			円/m		円/m		円/m
38 カーボンストッキネット 4インチ			円/m		円/m		円/m
39 カーボンストッキネット 5インチ			円/m		円/m		円/m
40 カーボンストッキネット 6インチ			円/m		円/m		円/m
41 カーボンストッキネット 8インチ			円/m		円/m		円/m

素材名	備考欄 サイズ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。	平成26年4月～9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成23年10月～24年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成21年10月～22年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位
42 カーボンシート材			円/m <sup>2</sup>		円/m <sup>2</sup>		円/m <sup>2</sup>
43 カーボン帯状のもの(2.5cm幅)			円/m		円/m		円/m
44 カーボン帯状のもの(5cm幅)			円/m		円/m		円/m
45 グラスファイバー			円/m <sup>2</sup>		円/m <sup>2</sup>		円/m <sup>2</sup>
46 クローム革			円/ds		円/ds		円/ds
47 なめし革			円/ds		円/ds		円/ds
48 ヌメ革			円/ds		円/ds		円/ds
49 茶利革			円/ds		円/ds		円/ds
50 合成皮革(クラリーノ等)			円/ds		円/ds		円/ds
51 木ブロック			円/個		円/個		円/個
52 桐材			円/m		円/m		円/m
53 アンクルブロック(ホウ材)			円/個		円/個		円/個
54 軽合金(ナマコボー) 16mm×1m			円/本		円/本		円/本
55 半月材 厚さ2mm 幅13mm×1m			円/本		円/本		円/本
56 PEライト5mm(1m角)			円/枚		円/枚		円/枚
57 黄スポンジ			円/枚		円/枚		円/枚
58 ピラミッドシート等滑り止めシート			円/枚		円/枚		円/枚
59 ゴム帯地(25mm幅)			円/m		円/m		円/m
60 ダクロンテープ(25mm幅)			円/m		円/m		円/m
61 ビニール管(義手・腋下部用)			円/m		円/m		円/m
62 ベルト(バックル)			円/個		円/個		円/個
63 丸環			円/個		円/個		円/個
64 フェルト			円/m		円/m		円/m

素材名	備考欄 サイズ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。	平成26年4月～9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成23年10月～24年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成21年10月～22年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位
65 帆布			円/m		円/m		円/m
66 オペロン			円/m		円/m		円/m
67 パイル地 布(上記以外のもの)			円/m		円/m		円/m
68 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/m		円/m		円/m
69 スパンデックス			円/m		円/m		円/m
70 リフト版			円/m		円/m		円/m
71 ウレタンチップ #6000 10mm			円/m		円/m		円/m
72 ウレタンチップ #6000 20mm			円/m		円/m		円/m
73 ウレタンチップ #6000 60mm			円/m		円/m		円/m
74 ウレタンチップ #8000 10mm			円/m		円/m		円/m
75 ウレタンチップ #8000 20mm			円/m		円/m		円/m
76 ウレタンチップ #8000 60mm			円/m		円/m		円/m
77 ウレタン 10mm厚			円/m		円/m		円/m
78 低反発ウレタン 15mm厚			円/m		円/m		円/m
79 ムマック 10mm厚			円/m		円/m		円/m
80 ムマック 15mm厚			円/m		円/m		円/m
81 合板 90cm x 180cm 9mm厚			円/枚		円/枚		円/枚
82 ビニールレザー			円/m		円/m		円/m
83 マジックベルト 25mm幅			円/m		円/m		円/m
84 マジックベルト 30mm幅			円/m		円/m		円/m
85 マジックベルト 38mm幅			円/m		円/m		円/m
86 マジックベルト 40mm幅			円/m		円/m		円/m
87 マジックベルト 50mm幅			円/m		円/m		円/m

素材名	備考欄 サイズ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。	平成26年4月～9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成23年10月～24年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成21年10月～22年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位
マジックテープ 幅10mm (上記以外の幅のものの購入がある場合、右の備考欄にサイズをお書きのうえ、価格をお書きください)			円/m		円/m		円/m
マジックテープ 幅20mm (上記以外の幅のものの購入がある場合、右の備考欄にサイズをお書きのうえ、価格をお書きください)			円/m		円/m		円/m
90 Wラッセル			円/m		円/m		円/m
91 エアータッチ(シングル)			円/m		円/m		円/m
92 エアータッチ(ダブル)			円/m		円/m		円/m
93 ナイロンベルト 25mm幅			円/m		円/m		円/m
94 ナイロンベルト 38mm幅			円/m		円/m		円/m
95 ナイロンベルト 50mm幅			円/m		円/m		円/m
96 ラミネート 5mm厚			円/m		円/m		円/m
97 防水シート			円/m		円/m		円/m
98 バックル 25mm幅用			円/個		円/個		円/個
99 バックル 38mm幅用			円/個		円/個		円/個
100 バックル 50mm幅用			円/個		円/個		円/個
101 アジャスター 25mm幅用			円/個		円/個		円/個
102 アジャスター 38mm幅用			円/個		円/個		円/個
103 アジャスター 50mm幅用			円/個		円/個		円/個
104 Dカン 25mm幅用			円/個		円/個		円/個
105 Dカン 38mm幅用			円/個		円/個		円/個
106 Dカン 50mm幅用			円/個		円/個		円/個
107 角カン 25mm幅用			円/個		円/個		円/個
108 角カン 38mm幅用			円/個		円/個		円/個

素材名	備考欄 サイズ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。	平成26年4月～9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成23年10月～24年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成21年10月～22年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位
109 角カン 50mm幅用			円/個		円/個		円/個
110 インプレッションフォーム			円/個		円/個		円/個
111 フットプリント用紙			円/枚		円/枚		円/枚
ステンレスパイプ			円/( )		円/( )		円/( )
112 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )		円/( )		円/( )
アルミパイプ			円/( )		円/( )		円/( )
113 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )		円/( )		円/( )
鉄パイプ			円/( )		円/( )		円/( )
114 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )		円/( )		円/( )
木材			円/( )		円/( )		円/( )
115 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )		円/( )		円/( )
塗料			円/( )		円/( )		円/( )
116 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )		円/( )		円/( )
ミシン糸			円/( )		円/( )		円/( )
117 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )		円/( )		円/( )
麻糸			円/( )		円/( )		円/( )
118 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )		円/( )		円/( )
スピンドル紐(ダーメン紐)			円/( )		円/( )		円/( )
119 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )		円/( )		円/( )
ボルト			円/( )		円/( )		円/( )
120 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )		円/( )		円/( )
ナット			円/( )		円/( )		円/( )
121 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )		円/( )		円/( )

素材名	備考欄 サイズ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。	平成26年4月～9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成23年10月～24年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成21年10月～22年3月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位
ワッシャー 122 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )		円/( )		円/( )
スプリングワッシャー 123 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )		円/( )		円/( )

ご回答いただく設問はここまでです。ご協力どうもありがとうございました。

義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査  
調査票C：素材単価について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
山崎 伸也  
我澤 賢之

※本研究は、厚生労働科学研究費障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」（研究代表者 井上 剛伸）を受け行っています。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

下記の団体に加入されている場合、○印をお書き下さい。

日本義肢協会	
日本車いすシーティング協会	

義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査  
調査票D：カーボン素材の使用状況について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
山崎 伸也  
我澤 賢之

※本研究は、厚生労働科学研究費障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」（研究代表者 井上 剛伸）を受け行っています。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

※本調査票の対象は義肢・装具の取り扱いのある事業者の方です。座位保持装置にかかる設問は含まれていません。

※本調査票の対象は義肢・装具の取り扱いのある事業者の方です。座位保持装置にかかる設問は含まれていません。

## I. 義肢の 工製作要素 (ア) ソケット

ソケット製作時に使用するカーボン素材について、使用するカーボン素材のタイプごとの使用目的、使用した素材の該当費用の消費税抜金額、使用量(完成品に残らない分量を含む)についてお答えください(平成26年4~9月の価格を基準にご回答ください)。

使用する場合には、[□使用しない]の選択メニューの○を選択し、組み合わせて使用するカーボン素材のそれぞれについて、使用目的、義肢1本あたりの素材ごとの該当費用金額、使用量を記入してください。スタッキネットタイプのものを使用する場合には、太さも記入してください。

使用しない場合には、記入の[□使用しない]の選択メニューの×を選択してください。

	カーボンのタイプ	使用目的	義肢1本あたり 該当費用金額 (消費税抜金額)	義肢1本あたり 使用量	義肢1本あたりに使 用されるカーボン素 材の合計金額 (自動計算されます)
股義足	スタッキネットタイプ ( インチ幅)		(円)	(c m)	
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 cm幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 cm 幅)		(円)	(c m)	0
大腿義足	スタッキネットタイプ ( インチ幅)		(円)	(c m)	
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 cm幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 cm 幅)		(円)	(c m)	0
膝義足	スタッキネットタイプ ( インチ幅)		(円)	(c m)	
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 cm幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 cm 幅)		(円)	(c m)	0
下腿義足	スタッキネットタイプ ( インチ幅)		(円)	(c m)	
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 cm幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 cm 幅)		(円)	(c m)	0
果義足	スタッキネットタイプ ( インチ幅)		(円)	(c m)	
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 cm幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 cm 幅)		(円)	(c m)	0
足部支持部	スタッキネットタイプ ( インチ幅)		(円)	(c m)	
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 cm幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 cm 幅)		(円)	(c m)	0
足指義足 カーボンを 使用する 使用しない	スタッキネットタイプ ( インチ幅)		(円)	(c m)	
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 cm幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 cm 幅)		(円)	(c m)	0

## II. 装具の 工製作要素 (ア) 下肢装具 b 支持部

装具の支持部製作時に使用するカーボン素材のタイプごとの使用目的、使用した素材の該当費用の消費税抜金額、使用量(完成品に残らない分量を含む)についてお答えください(平成26年4~9月の価格を基準にご回答ください)

使用する場合には、[□使用しない]の選択メニューの○を選択し、組み合わせて使用するカーボン素材のそれぞれについて、使用目的、各部位1つあたりの素材ごとの該当費用金額、使用量を記入してください。スタッキネットタイプのものを使用する場合には、太さも記入してください。

使用しない場合には、記入の[□使用しない]の選択メニューの×を選択してください。

	カーボンのタイプ	使用目的	各部位1つあたり 該当費用金額 (消費税抜金額)	各部位1つあたり 使用量	各部位1つあたりに 使用されるカーボン 素材の合計金額 (自動計算されます)
大腿部 カーボンを 使用する 使用しない	スタッキネットタイプ ( インチ幅)		(円)	(c m)	
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 cm幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 cm 幅)		(円)	(c m)	0
下腿部 カーボンを 使用する 使用しない	スタッキネットタイプ ( インチ幅)		(円)	(c m)	
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 cm幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 cm 幅)		(円)	(c m)	0
足部 カーボンを 使用する 使用しない	スタッキネットタイプ ( インチ幅)		(円)	(c m)	
	シート材		(円)	(d s)	
	帯状のもの (5 cm幅)		(円)	(c m)	
	帯状のもの (2.5 cm 幅)		(円)	(c m)	0

本調査票の設問は以上です。

回答にご協力いただき、ありがとうございました。

## 厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））  
分担研究報告書

### 義肢等公定価格算定における見込み利益率に関する論点の整理

研究協力者 長瀬 肇 流通経済大学経済学部 准教授

研究分担者 我澤賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
障害福祉研究部 研究員

#### 研究要旨

障害者総合支援法における補装具費支給制度において、各種補装具の価格は厚生労働省により定められている。公定価格を定めるうえで、必要とされる財・サービスが無駄に財源を浪費することなく、かつ持続的な供給を可能にするだけの採算性を保持することは、重要と考えられる。本稿では、義肢等に用いられている費用積み上げ方式に基づく価格算定方式を概観し、義肢等の価格を公的に規制する根拠とその問題点をまとめ、義肢等の価格算定式における見込み利益率の設定に関する論点を整理した。

義肢等においては利用者と生産者との間に情報の非対称性が存在するため、公的な価格規制によって義肢等価格を低廉なものに抑えつつ、生産者が一定の利益を確保できるような価格算定を行うことで、情報の非対称性に起因する弊害を軽減することができる。

一方で、価格算定における適正な利潤をどのように定めるかについては、現行の公共料金規制においても、規模の経済性が働きやすく費用遞減的な性質を持ち、地域独占的な経営状態にあると思われる比較的大規模な企業からなる公共性の高い産業における公正報酬率規制は資本市場における利回りや全産業、当該産業に属する企業の平均などの客観的な指標を用いて算定されていることが分かるものの、その一方で中小民鉄やタクシーなど比較的規模が小さく地域独占的な傾向が弱いという点で義肢等と近い傾向にあると考えられる産業においては事業報酬率の算定を用いられている数値の根拠は明らかにされていなかった。客観的かつ適正な利潤をどのように定めるべきかについて、企業に効率的な経営を促すインセンティブを付与する仕組みをどのように導入するかも含めて、引き続き検討していく必要がある。

#### A. 目的

障害者総合支援法における補装具費支給制度において、各種補装具の価格は厚生労働省により定められている。公定価格を定めるうえで、必要とされる財・サービスが無駄に財源を浪費することなく、かつ持続的な供給を可能にするだけの採算性を保持することは、重要と考えられる。補装具のうち義肢・装具・座位保持装置（以下、義肢等）の価格設定に関しては原価計算の考え方方が用いられているが、価格をどのように設定するか、そのうえで見込み利益率についてどのように想定すべきかの検討に資するため、

本稿では他の分野での公定価格（あるいは公共料金規制）における見込み利益率に関する情報と論点を整理する。

#### B. 方法

まず、現行の義肢等価格算定式の考え方について確認し、ついで公共料金規制における見込み利益率の扱いについて概観し、公共料金規制を義肢等価格規制に適用する際の論点について整理する。最後に、海外の補装具製作産業における見込み利益率の扱いについて触れる。

## 扱い

### [1] 公共料金規制導入の目的

経済学の枠組みでは、ある財・サービスの取引市場において、財・サービスの消費者・生産者がともに多数存在し、その財・サービスの品質等が同一であり、そのことを消費者がコストをかけずに知ることができる場合、当該市場は完全競争の状態にあり、そのような市場のことを完全競争市場と呼ぶ。完全競争市場における財・サービスの取引価格は、その財・サービスの消費者の効用と供給者の利潤をともに最大化する水準に自律的に定まり、社会全体がこの財・サービスの取引から得られる利益（社会的余剰）も最大化されることが知られている。

しかし、市場が完全競争の状態にない場合、市場で決まる財・サービスの価格は社会全体の利益を最大化させる水準に自律的に定まるとはない。このような状態を「市場の失敗」と呼ぶ。市場の失敗は、財・サービスの消費者ないし生産者の数が少ない状態である独占・寡占が発生している状態や、財・サービスの品質についての情報を消費者が容易に入手することができない状態（財・サービスの品質に関して「情報の非対称性」が存在する状態）などが生じる時に発生する。市場の失敗が発生している場合、政府等が介入して市場取引に規制を課すことによって、社会全体の利益を高めることができる。公共料金規制は、このような市場の失敗に対する政府の規制の一つであり、財・サービスの取引価格に政府が規制を課すものである。以下では、情報の非対称性が存在する場合の弊害と、公的価格規制によってそれらの弊害を軽減できる可能性について論じる。

財・サービスの生産者・提供者の方が利用者より財・サービスの品質について正確な情報を保有している場合、生産者・提供者は財・サービスの品質からみて過大な価格を設定して利益を得るインセンティブを持つため、財・サービスの価格が最適な水準よりも高騰して財・サービスの過少供給が起こる可能性がある。こうした市場の事例として、中古車市場などが挙げられる。また、利用者が財・サービスに対する需

## C. 結果・考察

### 1. 現行の義肢等補装具価格算定式

義肢等の現行の価格算定方式は、公共料金規制における総括原価主義の費用積上げ方式を探用している（後述）。具体的には、飯田他(1979)で示されている、積み上げ式の原価計算に基づく生産物1単位あたりの平均的費用に見込み利益率を上乗せする方式を踏襲し、次式に基づいて義肢等補装具価格（以下、義肢等価格）を算定している。<sup>1</sup>

$$\text{義肢等価格} = c_1 \times L \times Tn + c_2 \times M + c_3 \times F$$

但し、L：人件費単価(円/時)

Tn：見込み作業時間(時間)

M：素材費(材料費)(円)

F：完成用部品費(付随費用等を含まない)

(= 完成用部品登録時の申請価格)(円)

$c_1$ ,  $c_2$ ,  $c_3$ はそれぞれ、人件費、素材費、完成用部品費に対する係数であり、各係数の1を越える部分はそれぞれに付随する費用（直接経費、製造間接費、販管費等）の大きさを示す。また、見込み利益率相当分がこれらの係数に一定比率で乗算される形で含まれている。この算定式による価格設定の考え方を国内で最初に提示した飯田他(1979)においては、TnやMなどについて調査し、製造間接費等の付随費用の比率については個々の費用の大きさに関する調査ならびに見込み比率（10%を想定）に基づいて算出している。

この結果に基づき、実際の制度における義肢等価格を定める根拠として上記価格算定式が採用されたものの、推計されたパラメータがそのまま制度に反映されたわけではなく何らかの調整が行われたと考えられる。その過程において見込み利益率がどの程度想定されたのかは明らかにされていない。

### 2. 公共料金規制における見込み利益率の

1 実際には、義肢1本何円という形で価格が定められているのではなく、ひとつの義肢等補装具をいくつかの部分（基本価格部分、製作要素）に分解し、その個々の部

分に価格が定められているのであるが、ここでは説明の簡略化のため「部分」を明示しない。

要を決定するために必要な情報（利用者の真の健康状態など）を、利用者よりも財・サービスの生産者・提供者の方がより正確に保有している場合、生産者・提供者が利用者にとって適切な水準を越えた財・サービスの需要を促し売上げを増加させるインセンティブを持つため、財・サービスへの超過需要が発生する可能性がある。こうした市場の事例としては医療サービス市場が挙げられる。提供される医療サービスや医療機器の品質、患者の真の健康状態などについて情報の非対称性が強いため、医師の診断が患者の医療需要を誘発することで医療需要が過大となる効果（医師の需要誘発効果）が起ることが知られている<sup>2</sup>。

これらの情報の非対称性に起因して発生する財・サービス価格の高騰や超過需要の結果として、利用者の便益の減少や社会的余剰が最大化されないなどの問題が起こることになる。こうした情報の非対称性に伴って発生する弊害を軽減するために、医療サービスや義肢等の市場には公的な価格規制が導入されていると考えられる。医療サービスにおいては診療報酬、薬剤においては薬価制度が導入されており、特に薬価については、新薬開発当初に設定された価格を、薬価調査により卸の販売価格の市場実勢価格に基づいて経年的に低下させるしくみが取り入れられている<sup>3</sup>。

義肢等については前述のように義肢等の価格を公定する仕組みが導入されている。義肢等の価格は生産に必要な費用を積み上げ、これに一定の見込み利益率を上乗せして算定されており、次節で解説する総括原価主義に基づく費用積み上げ方式による価格算定方式を使用している。

## [2] 総括原価主義に基づく公共料金の算定

総括原価主義は、財・サービスを供給する企業の収支が均等するような財・サービスの価格を設定するものである。以下の算式により総括原価を算定し、これを賄うに足る価格を設定する。

<sup>2</sup> 医療サービス市場における経済学的な分析については、漆(1998)、遠藤(2006)、河口(2012)等を参照されたい。

<sup>3</sup> 既取載の薬価については、調査によって算出した市場

$$\begin{aligned} \text{総括原価} &= \text{営業費} + \text{税金等} + \text{適正利潤} \\ \text{適正利潤} &\doteq \text{営業外費用} + \text{自己資本報酬} \end{aligned}$$

総括原価主義に基づく算定方式では、企業の費用を会計上の費用だけを費用としてとらえるのではなく、企業の株主が投資した資本に対する帰属利子を会計上の費用に上乗せした経済学的な費用をもとに利潤を算定する。経済学的な利潤は、収益から会計上の費用（陽表的な費用）および帰属所得（陰費用）を差し引いた残余であり、物的資本の提供者である株主や、人的資本の提供者である経営者など、帰属所得である陰費用を負担する主体に配分し尽くされると考える。従って、経済学的な利潤は、企業に提供された資本への報酬であると解釈される。

総括原価方式に基づいた価格算定方式には、①費用積上げ方式、②公正報酬率方式の二つの方式がある。①費用積上げ方式は、支払利息と予定配当額を予め計算し適正利潤として費用を積上げて総括原価を算出する方式である。上下水道等の地方公営企業、中小私鉄やバス・タクシー等の道路運送事業の価格算定に使用されている。公営企業の価格算式には自己資本報酬がなく、代わりに「資本減耗費」「資本維持費」など、一定の資本を維持するための費用を算式に加えている。計算式は以下である。

$$\begin{aligned} \text{総括原価} &= \text{営業費用} + \text{諸税} + \text{支払利息} + \\ &\quad \text{予定配当額} \\ &= \text{営業費用} + \text{諸税} + (\text{固定負債} \\ &\quad \times \text{予定利率}) + (\text{資本金} \times \text{予定配当率}) \end{aligned}$$

②公正報酬率方式は、正味資産の簿価（レートベース）に公正報酬率（Fair Rate of Return）を掛けることで適正利潤を算出し、これに営業費を加えたものを総括原価とし、価格を算定する方式である。概念的には、以下の算式を使用する。

実勢価格に調整幅（平成26年2月改定の算定基準では市場実勢価格の2%）加算した額を改訂後の薬価とするしくみになっている。後掲の資料(1)厚生労働省「薬価算定の基準について」を参照されたい。

$$\begin{aligned} \text{総括原価} \\ = & \text{営業費用} + \text{諸税} \\ + & (\text{正味資産 (レートベース)}) \times \text{公正報酬率} \end{aligned}$$

公正報酬率規制は、我が国では電力や鉄道、ガス事業等、比較的規模が大きい産業の公共料金規制に利用されている。公正報酬率は、規制当局が適正と判断する利益率であり、その内容は事業によって異なっているが、概ね次の算式で算出される。

$$\begin{aligned} \text{公正報酬率} = & \frac{\text{他人資本(負債)}}{\text{総資産}} \\ & \times \text{他人資本報酬率} \\ & + \frac{\text{自己資本(資金)}}{\text{総資産}} \\ & \times \text{自己資本報酬率} \end{aligned}$$

### [3] 総括原価主義に基づく算定方式の問題点

総括原価主義に基づく算定方式における問題点としては、特に費用積上げ方式においては、利子や利潤（公共的必要余剰）が予め固定されているため、経営者が費用を削減し効率的な経営を行うインセンティブが存在しないことが指摘できる。これに対して公正報酬率規制は、事業報酬を利子、配当、内部留保等の諸項目への配分が企業の裁量に任されており、経営者に効率的な企業経営を行うインセンティブを付与するという点で費用積上げ方式よりも優れている。

一方で、公正報酬率方式には、以下のような問題点がある。まず、正味資産であるレートベース算定範囲や、価額算定の際に簿価と時価、取得価額と再取得価額のいずれを用いるべきかなどの議論がある。それに関連し、様々な資産の時価や減価償却費を正確に測定することも困難であり、資産価値の正確な計測の点で問題を抱えている。また、規制当局が規制する公正報酬率が現実の資本コストと一致しない場合、企

<sup>4</sup> 詳細はトレイン(1998)第1章、桑原(2008)第2章第2節等を参照されたい。

<sup>5</sup> 消費者庁「物価安定政策会議特別部会基本問題検討会

業の生産要素間の選択に歪みが生じる、アバチ=ジョンソン効果（規制報酬率>資本コストの場合に、資本投資が過大となる効果。逆の効果も存在する）<sup>4</sup>が発生する。

これら、総括原価主義に基づく価格算定方式における効率的経営のインセンティブが欠如する問題に対して、企業のインセンティブをコントロールする手段として、①ヤードスティック規制、②利益配分規制、③プライス・キャップ規制などの規制スキームが知られている。

①ヤードスティック規制とは、費用・需要条件が等質な企業間で生産物1単位あたりの平均費用を比較し（費目についてのヤードスティック査定）、相対的に費用の高い企業には低い報酬率を課すものである。②利益配分規制は、規制報酬率を上回る利潤率を達成した企業には、超過利潤の一部を留保することを許容するもので、事前にどれだけの効率化を果たすかを規制者に提示する。③プライス・キャップ規制は、価格の上限を規制し、企業が経営効率化努力によりさらに費用が節約された場合、次期の規制上限価格の設定に際して前期の費用節約分を反映させないようにすることで、企業に費用節約分を留保することを許容する方式である。いずれも、費用削減や利潤率向上などの経営努力を行った企業に超過利潤の留保を認めることで、効率的な経営を行うインセンティブを付与する規制方式である。

### [4] 総括原価主義に基づく算定方式における適正利潤の設定根拠

後掲の資料(2)は、2002年現在における各種公共料金の設定方式についてまとめたものである<sup>5</sup>。ここで示されている費用積上げ方式、公正報酬率方式（レートベース方式）のいずれについても、適正利潤算出のための自己資本報酬率に採用されている数値の算出根拠は明らかではないものが多い。

資料(3)は、現行の電力料金最低における、電力会社の事業報酬の算定規則と具体的な算定式が示されている<sup>6</sup>。ここでは、公正報酬率のう

報告書（平成14年）における参考資料2「現行の料金設定方式」より抜粋。

<sup>6</sup> 経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識

ち自己資本報酬率として公社債応募利回り、全産業平均自己資本利益率などが、他人資本報酬率として10電力会社の平均有利子負債利子率が指標として採用されている。

資料(4)には、電力以外の他の公共料金規制における公正報酬率算定方式がまとめられている<sup>7</sup>。運輸業については、資料(3)における電力会社のケースと概ね同じ方式、すなわち自己資本報酬率には全産業の平均的な資本市場での資金調達費用および業務利益率、配当所要率などを用い、他人資本報酬率には当該産業に属する企業の平均的な有利子負債利子率を用いた価格算定方式が用いられている。

資料(3)および(4)から、規模の経済性が働きやすく、費用遞減的な性質を持ち、地域独占的な経営状態にあると思われる、比較的大規模な企業からなる公共性の高い産業における公正報酬率規制は、資本市場における利回りや全産業、当該産業に属する企業の平均などの客観的な指標を用いて算定されていることが分かる。一方で、資料(2)に見られる産業のうち、中小民鉄やタクシーなど、比較的規模が小さく、地域独占的な傾向が弱い産業においては、費用積上げ方式による価格算定を行っているが、事業報酬率の算定に用いられている数値の根拠は明らかにされていない。

義肢等価格規制は費用積上げ方式によって価格が算定されているため、これらの比較的小規模の非独占的な産業に対する価格規制方式の算定根拠とその効果について調査することは有益と思われる。今後、これらの各公共料金における適正利潤の算定根拠を明らかにしていく必要がある。

### 3. 公共料金規制を義肢等価格規制に適用する際の論点

公共料金規制は、規模の経済性が見込まれるなど、企業規模の大きい産業において独占の弊害を緩和するための措置であるため、義肢等製作産業に馴染まない点があると考えられる。タクシー産業など、比較的小規模の企業で構成さ

者会議報告書（平成24年3月）P.34より抜粋したものを、消費者庁 平成24年9月3日 第6回公共料金に関する研究会 資料1-2「原価の範囲・水準の適正性」に関する論点」に所収された表を掲載している。

れる産業においても総括原価主義に基づく算定方式による価格規制が採用されているが、タクシー産業においては個々の企業が提供するサービスは等質性が高く、営業地域が限定されているため、公共料金規制に馴染む性質を持つといえると考えられる。一方で義肢等製作産業の場合、個々の企業が生産する財・サービスは、顧客に適合させて提供することが必要なため等質性が高いとはいえない、一律の価格規制に馴染まない点があると考えられる。

義肢等製作産業に近接する性質を持つ医療・福祉産業における価格規制方式及び適正利潤の算定根拠については、新規収載薬剤価格が総括原価方式（費用積上げ方式）によって決定されている。医療・福祉関連産業においては、財・サービスの提供者と利用者との間に、財・サービスの品質に関する情報の非対称性が存在するため、情報優位者である提供者が不当に高い利潤を得ることがないよう、価格規制が適用されている。義肢等製作産業においては、提供される財・サービスの質に関する情報の非対称性の問題は重要であるが、価格に転嫁されにくい製造間接費や適合の費用が多額に上るため、それらの費用を正確に計測して価格に反映させることができない場合、ある程度の利潤を付与することでそれらの費用を賄わせ、産業としての存立を維持していくことが必要になる。

一方で、義肢等の価格が公定されており、費用や経営努力と直接関連のない水準の利潤が一律に付与されるため、効率的な経営を行うことで価格を低下させるインセンティブを持たないという弊害がある。たとえば為替レートやエネルギー価格の変動等によって、義肢等の製作に必要な原材料や完成用部品等の価格が高騰した場合でも、義肢等の公定価格の値上げを申請することにより、これまでと同等の利益を確保できる可能性が高いため、原材料等の仕入れ先に対して仕入れ価格の引き下げ等の交渉を行うインセンティブを有さない。

また、義肢等製作業者が完成用部品等を仕入れる際、同等の品質・機能を有するより安価な代替品が存在していたとしても、我が国において

<sup>7</sup> 経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成24年3月）P.36より抜粋。

ては義肢等を機能ごとに区分する指標（機能区分、米国の L コードなど）が存在していないため、安価な代替品を選択して仕入れることができず、品質や機能に関する価格メカニズムが働かない。これは、同等の品質・機能を有する義肢等が、それぞれで個別の取引市場を形成しているため、同等の品質・機能を有する義肢等の価格が一律の水準に収束しない、つまり「一物一価の法則」が作用していないことを意味する。

こうした、価格メカニズムが働かないことによって社会的余剰が最大化されない弊害を最小限に止めるための制度的担保も必要になる。義肢等の製作企業は比較的規模が小さい企業が多く、またそれぞれの企業が生産する義肢等は等質性が高くないと考えられるため、ヤードスティック査定などの措置を講ずることが困難であると考えられるため、代替的な効率的経営のインセンティブを付与する仕組みを導入する必要がある。

さらに、義肢等の支給に関する制度の特色も考慮する必要がある。障害者総合支援法（その前は障害者自立支援法）により、義肢等購入に課される利用者負担が上限付き 1 割負担（残額の 2 分の 1 を国が負担、4 分の 1 ずつを都道府県と市町村が負担）であること、また支給の是非に関する判定を受けねばならないことから、購入者サイドも価格に弾力的に消費行動を決めるとは必ずしも言えない。この場合、価格メカニズムに基づく資源の最適配分が実現されない恐れがある。図式的には、利用者の義肢等の需要曲線が価格に対して垂直になっている状態であると可能性がある。

義肢等の支給の是非を判定する更生相談所は利用者の agent として機能し、更生相談所が自身の余剰を最大化するために義肢等の需要を誘発させるという、情報の非対称性における通常の弊害が発生する可能性がないではない。しかし、更生相談所は所属する自治体の福祉関係予算の枠内で、利用者に支給する義肢等の判定に当たっているため、義肢等への超過需要を発生させるような判定を行うインセンティブは大き

くない場合もありうる。更生相談所が自治体等の財政状態を与件として、すなわち自治体等の財政規律を維持しながら、利用者に支給する義肢等を判定するのであれば、上限付き補装具費支給制度の存在によって利用者の義肢等の需要曲線が価格に対して垂直になっているとしても、実際に支給される義肢等を判定する更生相談所の義肢等に対する需要曲線は価格に対して右下がり（価格が低下すれば義肢等への需要が増加する、通常の形状の需要曲線）であると考えられるため、価格メカニズムが阻害される弊害は相対的に小さいかもしれない<sup>8</sup>。

以上を整理すると、義肢等製作産業においては、提供される財・サービスの利用者間の等質性が低いため、財・サービス価格を一律に規制することには馴染まない性質を持つが、品質等に係る情報の非対称性の程度が高く、製造間接費や適合に要する費用が多額に上るため、産業としての存立と義肢等の安定的な供給を確保するため、一定の価格規制を導入せざるを得ない。一方で、価格規制や機能区分ごとに義肢等の取引市場を統合義肢等製作業者が効率的な生産が行われない場合があるため、価格メカニズムの作用による社会的余剰の最大化が阻害されている可能性があり、これを軽減するための措置の導入が必要である。しかし、厚生相談所等が利用者の agent として義肢等の支給に係る判定を行うシステムは、財政規律の維持を通じて価格メカニズムが作用しない弊害を軽減している可能性もあり、制度の見直しへ慎重に行われる必要がある。

#### 4. 海外の補装具製作産業における見込み利益率の扱い

海外の事例については、平成 20-21 年度総合研究報告書「経済学的手法による補装具の価格構成に関する研究」における「福祉用具供給制度の海外調査」に調査結果がまとめられている。

カナダ（オンタリオ州）、米国 Medicare、ドイツなどでは一定の算式に基づいて義肢等価格が公定されているが、見込み利益率の算定期拠

ず、財政状態によっては、利用者にとって過小な品質・機能を持つ義肢等の支給を判定する可能性はある。

<sup>8</sup> 厚生相談所が自治体の財政状態を与件として義肢等の支給判定を行っていると仮定した場合、利用者に最適な品質・機能を持つ義肢等の支給を行うとはただちに言え

などは不明である。カナダ（オンタリオ州）は製品価格の33%程度を流通・適合費用として価格に上乗せすることができる（25%は流通経費に充当）が、上乗せ数値の算定根拠は不明である。ドイツは州によって価格算定方式が異なるが、素材費や人件費へのマークアップ（20%程度の例が示されている）によって利潤を付与される方式である。これもマークアップ率の算定根拠は不明である。

## D. 結論

この稿では、義肢等に用いられている費用積み上げ方式に基づく価格算定方式を概観し、義肢等の価格を公的に規制する根拠とその問題点をまとめ、義肢等の価格算定式における見込み利益率の設定に関する論点を整理した。義肢等においては利用者と生産者との間に情報の非対称性が存在するため、公的な価格規制によって義肢等価格を低廉なものに抑えつつ、生産者が一定の利益を確保できるような価格算定を行うことで、情報の非対称性に起因する弊害を軽減することができる。

一方で、価格算定における適正な利潤をどのように定めるかについては、現行の公共料金規制においても、比較的規模が小さく地域独占的な傾向が弱いという点で義肢等と近い傾向にあると考えられる分野における価格算定においても明確ではなかった。客観的かつ適正な利潤をどのように定めるべきかについて、企業に効率的な経営を促すインセンティブを付与する仕組みをどのように導入するかも含めて、引き続き検討していく必要がある。

## E. 研究発表

- |         |    |
|---------|----|
| 1. 論文発表 | なし |
| 2. 学会発表 | なし |

## F. 知的財産権の出願・登録状況

- |           |    |
|-----------|----|
| 1. 特許取得   | なし |
| 2. 実用新案登録 | なし |
| 3. その他    | なし |

## G. 参考文献・資料

### 参考文献

漆博雄(1998)『医療経済学』東京大学出版界

遠藤久夫(2006)「医療における競争と規制」西村周三・田中滋・遠藤久夫編『講座医療経済・政策学：医療経済の基礎理論と論点』第6章、勁草書房

河口洋行(2012)『医療の経済学〔第2版〕－経済学の視点で日本の医療政策を考える』日本評論社

桑原秀史(2008)『公共料金の経済学－規制改革と競争政策』有斐閣

トレイン,K.E (1998)『最適規制－公共料金入门』山本哲三、金沢哲夫監訳、文眞堂

### 参考資料

経済産業省「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成24年3月）」

URL：  
[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy/denkiryoukin/report\\_001\\_02a.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy/denkiryoukin/report_001_02a.pdf)

厚生労働省「薬価基準の算定について」平成26年2月12日 中央社会保険医療協議会了承  
URL：<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000039400.pdf>

消費者庁「物価安定政策会議特別部会基本問題検討会報告書（平成14年）における参考資料2「現行の料金設定方式」

URL：  
<http://www.caa.go.jp/seikatsu/2002/0625butuan/shiryo02.pdf>

資料(1) 現行の薬価制度における市場実勢価格平均値調整幅方式による薬価算定方法（厚生労働省「薬価基準の算定について」平成26年2月12日 中央社会保険医療協議会了承）

別表 5

市場実勢価格加重平均値調整幅方式の計算方法

$$\left[ \text{当該既収載品の保険医療機関等における薬価算定単位あたりの平均的購入価格 (税抜市場実勢価格の加重平均値)} \right] \times \left[ 1 + (1 + \text{地方消費税率}) \times \text{消費税率} \right] + \text{調整幅}$$

消費税率：消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に定める率

地方消費税率：地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に定める率

調整幅：薬剤流通の安定のための調整幅とし、改定前薬価の2／100に相当する額

消費者庁 平成 24 年 9 月 3 日 第 6 回公共料  
金に関する研究会 資料 1-2 「原価の範囲・  
水準の適正性」に関する論点」

URL :

[http://www.caa.go.jp/information/pdf/120903  
\\_1\\_2.pdf](http://www.caa.go.jp/information/pdf/120903_1_2.pdf)

資料(2) 消費者庁「物価安定政策会議特別部会基本問題検討会報告書（平成14年）」における参考資料2「現行の料金設定方式」

資料2 現行の料金設定方式等

A 原価補償方式		設 定 方 法	算定期間 (償還期間)	
高速道路（高速自動車国道の場合）		「料金収入=道路の新設、改築その他の管理に要する費用」となるよう設定	償還期間 45年	
郵便		能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するよう設定	将来3年間	
B 総括原価方式（費用積み上げ方式）		設 定 方 法	利 潤	
鉄道（中小民鉄）		鉄道部門における原価（10%配当所要額分の適正利潤を含む）に見合った収入が得られるよう運賃の設定を行う。	適正利潤=自己資本×10%配当を前提とする配当所要率（11%）÷（1-法人税等税率） 申請年度の翌年度以降3年間	
乗合バス		当該事業者の実績原価に、当該事業者の営業区域が属するブロック毎の標準原価を加味して算定した原価（右記の適正利潤を含む）に見合った運賃の設定を行う（標準原価方式（ヤードスティック査定））。 (注) 平成14年2月より、総括原価方式により算出した上限（認可）を下回る運賃は届出となった。	適正利潤=対象資産（乗合事業用固定資産+運転資本）×自己資本構成比（標準（30%）と実績の中間）×自己資本報酬率（現行原則14.8%） 申請年度の翌年度1年間	
タクシー		当該事業区域の中で標準的な能率的な経営を行なっている事業者の中から原価計算対象事業者を抽出し、これらの事業者の平均原価（10%配当所要額分の適正利潤を含む）をもとに算定された運賃（平均原価方式（ヤードスティック査定））を上限として設定し、一定の範囲にあるものは自動認可される。 (注) 平成14年2月より、認可制のままだが、ゾーン運賃制（総括原価によること）から、上限制（総括原価を超えないこと）となった。	適正利潤=乗用換算自己資金×資本利子率（10%）÷（1-法人税等税率） 申請年度の翌年度1年間	
水道		事業者が策定する財政計画に基づき、原価算定期間を通じて必要とされる能率的な経営の下における適正な営業費用に、事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定した原価に見合った料金の設定を行う。 資本費用=支払利息（積み上げ方式）+資産維持費（右記参照）	資産維持費=対象資産×資産維持率=償却資産平均残高×平均的な自己資本比率（50%）×繰入率 将来3～5年間を基準とし、適正な範囲で長期化を図る	
C 総括原価方式（レートベース方式）		【総収益】=[総括原価]+[適正費用]+[公正報酬（事業報酬）] =[営業費+減価償却費+諸税]+[レートベース（事業資産）×報酬率]となるよう料金・運賃を設定	レートベース	算定期間
電気（一般電気事業者）		報酬率=(他人資本報酬率)×(他人資本比率(70%))+{(自己資本報酬率)×(自己資本比率(30%))} 報酬率：平成9年度10社改定時4.4%、平成12年度10社改定時3.7～3.8%、平成14年度東京電力改定時3.5% (注) ヤードスティック方式を併用	特定固定資産、建設中の資産、核燃料資産、繰延償却資産、特定投資、運転資本について算定した額の合計	原則として将来1年間
ガス（一般ガス事業者）		報酬率=(他人資本報酬率)×(他人資本比率(65%))+{(自己資本報酬率)×(自己資本比率(35%))} 報酬率：平成7年度大手3社改定時5.5%、平成12年度東京ガス改定時3.9%、平成13年度大阪ガス改定時3.8% (注) ヤードスティック方式を併用	固定資産投資額、運転資本、繰延資産の残高の合計額	既存事業者：原則として1年間 新設事業者：原則として3年間
鉄道（JR、大手民鉄、地下鉄）		報酬率=(他人資本報酬率)×(他人資本比率(70%))+{(自己資本報酬率)×(自己資本比率(30%))} 報酬率：平成9年度大手民鉄5社改定時5.1%、平成10年度相模鉄道改定時4.7% (注)JR、大手民鉄、地下鉄の各グループ毎に行なう経営効率化インセンティブを考慮したヤードスティック方式が適用されている。	鉄道事業固定資産、建設仮勘定、繰延資産、運転資本等の合計	申請年度の翌年度以降3年間
D 上限価格方式（プライスキャップ方式）		【収入】×[1+CPI-X] <sup>3</sup> =[費用]+[諸税]+[適正報酬（レートベース×報酬率）]となるようX値を決定	レートベース	算定期間
電気通信（特定電気通信役務を提供する事業者（東西NTT））		報酬率の幅=(他人資本報酬率)×(他人資本比率)+(自己資本報酬率の上限～下限)×(自己資本比率) 他人資本コスト、他人資本比率、自己資本比率は実績値 自己資本コストの上限：主要企業の自己資本利益率の平均値 自己資本コストの下限：0 報酬率：平成14年度 NTT 東日本2.46% NTT 西日本1.26%	電気通信事業固定資産、繰延資産、運転資本、投資等の合計	X値算定の最終年度の1年間

資料(2) (続き)

E 事前届出制における変更命令	変更命令の要件	変更命令の発動の例示
電気通信（第一種電気通信事業者）	<p>① 料金の算出方法が適正かつ明確でないとき          ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするとき          ③ 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき</p>	<p>① 相対取引のように料金表として料金の支払額が規定されていないもの          ② 大口利用者向け料金、地域別料金、選択割引料金などが「不当差別」として問題になりえる。          ③ 「不当な競争を引き起こす」料金          (ア) 不正当料金、(イ) 差別料金          「社会的経済的事情に照らして著しく不適当」          (ア) 不正当に高額な料金、(イ) 利用者の適切な選択を妨げる料金          (発動実績 2件)</p>
国内航空	<p>① 特定の旅客又は荷主に対し、不当な差別的取扱いをするものであるとき。          ② 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。          ③ 他の航空運送事業者との間に、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。</p>	<p>①・適用条件が十分明確でない運賃又は料金          - 適用条件と運賃又は料金の額の整合性が図られていない運賃又は料金          ②・旅客又は荷主の利用を著しく困難にするおそれのある高額な運賃又は料金          - 利用者に不当かつ過大な負担を強いる運賃又は料金          ③・略奪的運賃又は料金          - 不当な競争を引き起こすこととなるおそれのある差別的な運賃又は料金</p>

F 事前届出制における変更命令（上限認可制等の下での届出に係るもの）	変更命令の要件
電気（一般電気事業者）（引下げ時において届け出こととなっている料金について）	<p>次のいずれかに該当しないとき          ①料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。          ②一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。          ③特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>
ガス（一般ガス事業者）（引下げ時において届け出こととなっている料金について）	<p>次のいずれかに該当しないとき          ①料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。          ②一般ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスマーテーーその他の設備に関する費用の負担の額及び方法が適正かつ明確に定められていること。          ③特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p>
乗合バス（上限認可された運賃等の範囲内で届け出がなされる運賃等（②～③）及び省令で届け出こととなっている料金（①～③）について）	<p>①社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。          ②特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。          ③他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。</p>
鉄道（上限認可された運賃等の範囲内で届け出がなされる運賃等及び省令で届け出こととなっている料金について）	<p>①特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。          ②他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。</p>
電気通信（第一種電気通信事業者の届出に係る料金（プライスキャップを下回る場合））	<p>①料金の算出方法が適正かつ明確でないとき。          ※相対取引のように料金表として料金の支払額が規定されていないものなど          ②特定の者に対して不当な差別的取扱いをするとき。          ※大口利用者向け料金、地域別料金、選択割引料金などが「不当差別」として問題になりえる。          ③他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき。          ※「不当な競争を引き起こす」料金（ア）不正当料金、（イ）差別料金          「社会的経済的事情に照らして著しく不適当」（ア）不正当に高額な料金、（イ）利用者の適切な選択を妨げる料金</p>